

定款変更について

本会理事会の議事録を作成するにあたり、一昨年度定款の変更を行ったものの文言に不備がありました。そこで今回再度、司法書士法人と協議し文言の追加を行いたいと考えます。

本来の目的は、議事録作成に参加理事全員の印鑑押印が必要、等の手続きを簡略化するためです。事務処理の効率化を図るために重要と考えます。

本変更にご理解いただきご承認をいただけますようお願い申し上げます。

定款

第6章 理事会

(議事録) 37条

[現行]

- 3 議事録には、議長、出席した理事のうちから選出された議事録署名人2人及び監事が記名押印しなければならない。

↓

[変更後]

- 3 議事録には、出席した代表理事、理事のうちから選出された議事録署名人2人及び監事が記名押印しなければならない。

(注：アンダーラインが変更の必要な個所)